

# 包括的軍縮計画草案の現況

森 利 一\*

広島大学総合科学部

## AN EXAMINATION OF THE DRAFT OF THE COMPREHENSIVE PROGRAMME FOR DISARMAMENT(CPD.) ADOPTED BY THE COMMITTEE ON DISARMAMENT (CD)

Toshikazu MORI\*\*

Faculty of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

### SUMMARY

This paper is a research about the Draft CPD which the Ad Hoc Working Group on the Draft CPD concluded at its 58th meeting on 15 April 1982, and which CD adopted at its 173rd plenary meeting on 21 April 1982. During the 1980 session, Ambassador O. Adeniji (Nigeria) was the Chairman of the Ad Hoc Working Group; Ambassador A. Garcia Robles (Mexico) was the Chairman during the 1981 and 1982 sessions. The Draft CPD is not complete and is filled up with a lot of brackets and alternative proposals which mean the reservation. In this paper, the author, as one of the peace researchers living in Hiroshima, examines the Draft CPD, from the viewpoint of nuclear disarmament.

The author also takes a keen interest in another Draft CPD which Working Group I under the chairmanship of Ambassador A. Garcia Robles dilibe-

---

\* 広島大学平和科学研究センター兼任研究員

\*\* Research Associate, Institute for Peace Science, Hiroshima University

rated and elaborated on the basis of the Draft CPD submitted from CD during SSOD II. Working Group I concluded Texts for the Draft CPD on 9 July 1982. But this does not include the Concluding Document of the Twelfth Special Session. The Japanese translation of the full text of A/S-12/32, including 6 annexes has already published by the author as part of World Disarmament Campaign. It is the author's next task to compare these two Drafts CPD.

## はじめに

包括的軍縮計画（CPD）の作成は、第1回国連軍縮特別総会（SSD・I）がその『最終文書』第109項において明示したもので、国連が1959年11月21日の決議1378（XIV）を全会一致で採択して以来、追究されてきた「全面完全軍縮」を実現するための具体的な道程をなすものである。いゝかえれば、CPDは1950年代に提案されたことのある包括的軍縮案<sup>1)</sup>とは趣旨を一応、異にしている。

SSD・IIは、過去4年間の各国による軍縮努力の回顧と評価、および軍縮努力の進展を展望するところに、その開催意義がある、とみられていた<sup>2)</sup>。CPD草案の作成はSSD・IIのもっとも中心的な作業であり、国際世論もこれに多大な関心と期待を寄せていた。1982年7月10日に決議S-12/24によって採択されたSSD・IIの『報告書』のなかには、しかしながら、CPDは含まれていなかった。このことはSSD・IIが低調裡に終了したことの象徴である。

ところで、1978年のSSD・Iは国連の軍縮関係機関を改組した。国連の全加盟国の参加するDisarmament Committee（DC）＝軍縮（審議）委員会を設置した。また40カ国で構成され、議長を輪番交代制とするCommittee on Disarmament（CD）＝軍縮（交渉）委員会をジュネーブに設置することが決定された。そして、軍縮の分野において、国連の果すべき役割を強化するための措置の一つとして、CDの書記長は国連事務総長が自らの代理として任命することが指摘される。また、国連軍縮センターは軍縮関係の文書を集中的に刊行するようになったことも、そうした措置である、といてよい。そして、第37回通常総会でも、軍縮の分野において、国連の果すべき役割の強化が論議され、いくつかの決議がおこなわれるはずである<sup>3)</sup>。

しかしながら、軍縮交渉は本来、関係当事国政府が自由におこなえる性格のものであることを看過するわけにはいかない。国連が軍縮の「交渉権」を各国から委託されたことはかつて一度もなかったけれども、国連はその創設当初から、集団安全保障が戦後世界の秩序形成のうえで緊要であると考えられ、また軍縮がこれと密接に関連していると考えられていたので、1950年代の国連は軍縮交渉のフォーラムであるかの観を呈していた<sup>4)</sup>。1957年9月、5カ国軍縮小委員会が無期休会を余儀なくされたのち、とくに国連が1959年11月に10カ国軍縮委員会をジュ

ネーブに設立することを承認してのちは、形式上、それまで保持していた「軍縮交渉のフォーラム」としての位置を手放すにいたった。1960年6月、東側5カ国と西側5カ国とからなる10カ国軍縮委員会が機能不全に陥り、代って、62年3月に非同盟諸国8カ国をふくむ18カ国軍縮委員会（ENDC）が発足した。この間、61年9月には米ソ両国は「軍備全廃交渉のための8原則」、いわゆるマックローイ・ゾーリン協定に合意をみたことを想起したい。以来、米ソは直接、交渉をおこなうようになり、それまで主張していたそれぞれの発意になる「全面完全軍縮」案を、<sup>5)</sup>その副次的措置を“実行可能な”ということで、軍備管理の考え方にきり変えていった。ENDCの最大の成果は63年7月のいわゆる部分的核実験禁止条約の締結にあったが、<sup>6)</sup>67年7月の核拡散防止条約や71年5月の第1次戦略兵器制限協定（SALT・I）などは完全に米ソのイニシアチブでとりまとめられたものである。それはともかく、ENDCは69年8月にConference of the Committee on Disarmament（CCD）＝軍縮委員会会議と改称し、新たに日本など8カ国が加わり、構成国は26カ国となった。74年8月には東西両ドイツなど5カ国が加わり、CCDの構成国は31カ国となった。しかし、フランスは、ENDC以来、ひきつゞきCCDに代表をおくらなかった。CCDに代るCDの特徴の一つはフランスが代表をおくるようになったことと中国の参加したことにある。それはともかくとして、国連はこの間、全加盟国よりなる第1委員会で軍縮問題を審議してきたし、いくつもの決議をおこなってきたが、米ソ両国が交互に議長をつとめるジュネーブの軍縮委から送付されてきた議案・交渉成果を勧奨する役割にあったことを想起したい。いゝかえれば、ひきつゞき、DCとSSD・Ⅱは軍縮の分野における諸問題の交渉のフォーラムではないのであり、それは米ソ両国による二国間交渉など別のフォーラムに委ねられているのである。

それにもかゝらず、軍縮の分野における国連の役割を強化するための措置が目指されているのは、過去20余年間の成果が乏しいだけではなく、米ソ両国が核超大国に転換し、逆に加盟各国の安全と人類の生存が著しく脅やかされているとの認識の位相が拓かれたからにはかならない。SSD・IがCDに対してCPDの作成を要請したのはこのような背景<sup>7)</sup>の故である。

では、CPDとは何か。この設問に応答することはきわめて難しい。なぜなら

ば、これを構成する内容についてはCDもSSD・Ⅱも合意に達しなかったからである。

そのような文書を翻くことの意義は何か。軍縮、とくに核軍縮が人類にとってもっとも緊要な課題の一つであるからにはかならない。それ故に、CDのアド・ホック作業部会は、保留条件を意味する〔 〕印（ブラケット）だらけの、しかも案文の並記・羅列にみちた一すなわち、合意のえられなかった一草案であったにもかゝらず、とりまとめざるをえなかったのである。

小論は、ジュネーブのCDが1982年4月21日に全会一致で承認し、そのアド・ホック作業部会がSSD・Ⅱの審議のために作成したCPD草案の作成過程をたどることにより、そのもつ内容構成を概観することによって、CPDの概容をうかがい知ろうとする、いわば研究ノートである。

（注1） 例えば1959年9月17日にイギリスのロイド外相は第13回国連総会で3段階の包括的軍縮案を提唱した。これは、侵略戦争の可能性を廃止する程度にまで、あらゆる核兵器を廃止し、その他のあらゆる通常兵器を均衡のとれた段階を追って削減するというもので、その後の10カ国委での西側提案の基礎となった。

（注2） 例えば、「モートンソン・国連軍縮センター所長に聞く」（『中国新聞』1982. 1. 1）および Celso Antonio de Souza e Silva, “Prospects for the second special session devoted to disarmament” *Disarmament* Vol, V, No. 1, May 1982

（注3） これについては機会を改めることにする。

（注4） この時期の最も秀れた研究書として、ノエル・ベーカー著（前芝・山手訳）『軍備競争』（岩波書店、1963年1月）がある。

（注5） 例えば、フルシチョフ首相は1959年9月18日に国連総会での演説で、3段階での軍縮草案を提案した。これが10カ国軍縮委での東側案の基礎となった。またケネディ大統領は1961年9月25日の総会演説で「軍縮に関する宣言、平和な世界における全面完全軍縮に関する米国計画」を提唱した。これらを含め当時の軍縮交渉については前田寿著『軍縮交渉史（上）（下）』（東京大学出版会、1968年3月）を参照

（注6） A・ミュルダール著（豊田・高榎訳）『正気への道（1）』（岩波書店、1978年10月）参照

（注7） 服部学 監訳『国連事務総長報告、核兵器の包括的研究』（連合出版、1982年3月）

## 1. アド・ホック作業部会の作業概況

ジュネーブの軍縮（交渉）委員会（CD）が包括的軍縮計画（CPD）に関す

る接渉を開始するためにアド・ホック作業部会を設置したのは1980年3月17日であった。アド・ホック作業部会の議長には1980年度のオル・アデニジ大使（ナイジェリア）が任命され、事務局は国連軍縮センターのG・エフィーモフが担当した。1981年を82年度の部会議長にはアルフォンソ・ガルシア・ロブレス大使（メキシコ）が就任し、事務局は国連軍縮センターのA・L・レヴィン嬢が担当した。作業部会は1980年度に10回の会合をもち、81年度には24回の、そして、82年度春会期には25回の会合をもちた。

1980年度の作業部会はC P Dの輪郭をつぎのように設定した。<sup>1)</sup>すなわち、1. 序文ないしは前文。2. 目標。3. 原則。4. 優先順位。5. 諸措置。6. 実施の諸段階。7. 機構と手続き。である。この枠組＝章立にしたがって、81年度の作業部会<sup>2)</sup>はC P Dの内容の予準的吟味にあたった。この場合、前文（序文）は後まわしにされることになった。この他の各章節の形式と内実が前文の性格を規定するからである。諸措置と実施の諸段階とは相互に密接に関連しているので、作業部会ではとくに、第1段階の措置について議論が重ねられた。インドなどの21カ国グループが81年8月に作成した「C P Dの諸措置」に関する作業文書<sup>3)</sup>によれば、中立・非同盟諸国は「4段階」の構想を明示した。これに対して、日本やイギリスなど西側5カ国による「C P D草案」<sup>4)</sup>は「2段階」の構想を主張した（後述）。

1982年度の作業部会はC P D草案の仕上げに尽力した。2月8日の作業部会は、草案の「目標」をまとめるために、Francois de la Corce大使（フランス）を調整担当者とするコンタクト・グループを設置した。3月18日の第56回会合で、作業部会は、いくつもの見解が並記され、かついくつもの文言が並記されたまゝの、コンタクト・グループの提出したテキストを採択した。

2月11日の作業部会は、草案の「原則」をまとめるために、Gerhard Herder大使（東ドイツ）を調整担当者とするコンタクト・グループを設けた。「目標」と同様、内実のすべての問題について合意に達する可能性はなんら生まれなかった。諸条項の位置づけが未確定の箇所もいくつか散見されるが、作業の遅延はこれを回避することにして、すなわち未確定の箇所は後日、全体との関連で見直すということで、この問題は片づけられた。作業部会は、コンタクト・グループの

提出したテキストを3月18日に採択した。

「優先順位」についても、作業部会はコンタクト・グループを設け、Celso Antonio de Souza e Silva 大使（ブラジル）が調整担当者を務めた（2月8日）。同グループは、作業部会によって3月1日に採択された、合意されたテキストを提出した。3つの条項のいずれの文言にも挿入語句（〔 〕印でおゝわれている）も、また並記の文案もない、この「優先順位」はしかしながら、SSD・Ⅱの作成したCPD草案ではすべて欠落している（後述）。

「諸措置と実施の諸段階」についても、コンタクト・グループによる最後の詰めが積極的におこなわれた。2月25日の作業部会は、部会議長のロブレス大使自身がその調整担当者を務めるよう要請した。コンタクト・グループは、諸措置を「3段階」に分けて、すなわち「第1段階の措置」、「中間段階の措置」、および「最終段階の措置」という形態のもとでテキストの準備にあたった。この工夫は、実施段階の問題にかんして、コンタクト・グループに偏見のないことを立証するのに役立ち、まとめをはかるうえで、有益であった。同時に、タリク・アルタフ氏（パークスターン）を調整担当者とする非公式の起案グループが招集され、テキストにふくまれる文言の新たな定式化の調整が精力的におこなわれた。起案グループは、見解の不一致の範囲を狭げ、そしてコンタクト・グループが論議したいいくつもの代案を可能なかぎり統合し、簡素化をはかった。起案グループの仕上げたテキストは、4月14日にコンタクト・グループにより、若干の修正がほどこされたのち、採択された。4月15日の第58回目の会合で、作業部会は、コンタクト・グループの提出したテキスト — 口頭による修正案をふくむ — を採択した。こうして、CPD草案の骨子となる「諸措置と実施の諸段階」がぎりぎりのところで、とりまとめられたのである。

ロブレス議長を調整担当者とするコンタクト・グループは「機構と手続き」にかんする章を仕上げる任務も負っていた。若干の条項で挿入語句が並記されているものの、代案が並記されていないテキストが作業部会に提出され、部会は、若干の加筆修正を添えて、このテキストを4月8日に採択した。

以上の過程を経て、作業部会が作成したCPD草案をニューヨークの国連本部に送付することをCDが決議したのは4月21日であった。

- (注1) 詳しくはCD/139を参照されたい。  
(注2) 詳しくはCD/228を参照されたい。  
(注3) 雑誌『情報と運動』(No.2,82年2月刊)に掲載されている。  
(注4) 同上。

## Ⅱ. CPDの性質と時間的枠組

包括的軍縮計画(CPD)の作成過程で最大の問題となったのは、CPDに法的な拘束力を持たせるか否か、さらに実施段階に期限をきちんとつけるか、の2点であった。法的拘束力をもたせ、実施段階に時間的枠組みが設定されなければ、完全に尻抜けになる、と強硬に主張したのは非同盟諸国であり、そうすることは非現実的である、と反発したのは西側諸国であった。この対立の基本的な構図のもとで、以下にその論点を概説していくが、そのまえに、SSD・Iの『最終文書』<sup>1)</sup>を若干、検討して、多国間交渉の内実を垣間みることにしたい。

その第3部「行動計画」は今後の軍縮努力を具体的に示したものであるが、たとえば、第1順位の「核軍縮」達成のための行動計画を決めた第50項をみてみよう。それはつぎのように記されている。すなわち、

「核軍縮を達成するには、以下につき、適当な段階において、かつ、関係国にとり満足に行く十分な検証措置を具備した協定の緊急な交渉を必要とするであろう。

- (a) 核兵器体系の質的改善および開発の停止。
- (b) すべての型の核兵器およびその運搬手段の生産ならびに兵器用核分裂性物質の生産の停止。
- (c) 可能な際には、出来るだけ早期における核兵器の窮極的かつ完全なる廃絶に導く、核兵器の貯蔵およびその運搬手段の漸進的かつ均衡のとれた削減のための、包括的かつ合意された時間的枠組みを具備した段階的計画。

このような交渉の過程において、いかなる国家の安全をも害することなく、いかなる型の核軍縮の相互的かつ合意された制限または禁止にたいしても考慮を払うことができる。」(傍点業者)。

この第50項は一見、まことに結構な内容であるが、その前に「適当な段階において」という前提条件が付されていることを看過してはならない。この前提条件



によって、(a)と(b)の内実は骨抜きにされ、(c)の核廃絶も核兵器保有国を拘束しないことになる。いゝかえれば、この前提条件の故に、米ソ両核超大国は、第50項に妥協できるようになり、しかもこれにコミットメントしないですむようになった。とくに(c)に「合意された時間的枠組み」という文言が挿入されているために、核超大国が自らの政治的意思を表明しないかぎり、具体的な期限を設定しての核廃絶の実行を迫られる危惧がないのである。しかも、「可能な際には」とあるから、可能でなければ、実行しないでも構わないことになる。

核保有国が核軍縮の実行を具体的に約束されることを、いかに嫌ったかは以上の例で明らかであろう。そして、こうしたやり方は『最終文書』がはじめてではないことも付け加えておこう。米ソ両国が受け入れられる範囲で妥協をはかり、文書を作成しなければならないところに、SSDの推進派である非同盟諸国の直面する厳しさがある。

このような次第で、改組された軍縮(交渉)委員会＝CDでは、非核保有国が抜け道をつねに探ろうとする核保有国に対して、「すべての国家の安全が核軍備の漸次的により低い水準で保障されるような方法」(『最終文書』第49項)をいかに見出ししていくのが重要な課題の一つとなった。CPDのためのアド・ホック作業部会の発足当初から、CPDの性質と時間的枠組みについてさまざまな攻防がおこなわれたのはけだし、当然であった。

まず、時間的枠組みにかんしていえば、CPDは可能なかぎり短時間のうちに実施されるべきである、という一般論においては異論はなかった。この点でもっとも強硬な主張は、時間的枠組みはCPDの各段階はもとより、その全段階にも設定されなければならない、というものであった。この主張の難点は、CPDの完全な実現に向けて前進がなされているか否かを判断する基準が実施段階以前には存在しない、という反論に応えられないところにあった。また、時間的枠組みを受け入れることは、CPDの諸措置を実施しようとする政治的意思の表明である、ということも論議された。さらに、合意された時間的枠組みにもとづいて計画を実施することは、国際社会に必要な信頼を醸成し、また予測可能性という要因を全面完全軍縮の進展に導入することにより、国際関係のあり方に積極的な影響を与えるだろう、との議論もなされた。同時に、「計画」が実施されていく過

程で、国際情勢は変化するであろうし、これにともなって「計画」の再調整が必要となるから、直接の（indicative）時間的枠組みのみ設けることの意味が認識された。他面で、直接的であるか否かを問わず、時間的枠組みを、実施段階に予め組み込むこと自体、不適切であり、非現実的である、という反対意見がひきつづき強硬に繰り返された。いゝかえれば、時間的枠組みを設けることは、交渉の条件、とくにCD以外のフォーラムでおこなわれている一連の交渉（たとえば、INFやSTARTなど）の必要条件と両立しないからである、というのがその反対意見の論拠であった。このようなやりとりのなかで、CPDの機構と手続きとに関連して、これらを定期的に点検していくことが「計画」の実施上、継続的進歩の刺激となり、そのような進歩を査定する具体的かつ効果的な規準をもたらすであろうことが認識された。そして、このことは必要ならば、「計画」の評価と再調整を導くにちがいない、との議論もなされたが、決め手にはならなかった。なぜなら、時間的枠組みに沿った「計画」の実施を求める非同盟諸国も、実施状況に応じた「計画」の再調整の必要性を否定してはいないからである。

CPDの性質にかんじていえば、これに法的拘束力をもつ文書としての形式を与えるべきである、という意見がもっとも強硬な主張であった。国際法上、いくつかの難点はあるものの、CPDの採択にあたり、厳粛な「宣言」がおこなわれるならば、問題はなくなるとの提案が出された。CPDと「宣言」は国連のすべての加盟国の国家元首もしくは政府の長によって署名され、かつ各加盟国を義務づけている国連憲章の諸条項のもとで採択される決議という形式をとり、安全保障理事会が最終的にこれを記録する、というのが提案の内容であった。他方、CPDが法的な拘束力をもつ合意文書という形式はとられるべきではない、との強い主張があった。その論拠は、各国が交渉に臨むにさいし、その交渉の成功を義務づけられるわけにはいかない、という点にあった。いゝかえれば、CPDが法的拘束力をもつのであれば、自由におこなわれる二国間、地域的、多国間の交渉は一定の枠をはめられ、交渉自体が意味をもたないことになる、と論及されたのである。しかしながら、たとえば、特別総会において満場一致で採択された決議の形式がとられるのであれば、それは各国が「計画」を実施するという強い政治的理解を示したことになり、このこと自体、可能なかぎり早期に「計画」を実施

する上で、必要な促進剤になるであろう、との論議もなされた。なお、別の意見も出された。すなわち、CPDは、軍備競争の停止と軍縮を目標とする、一連の合意された措置を表示すべきであり、かつ軍縮の分野における建設的で集団的な努力の広範な進展を刺激するところに、その意義があるという考え方が提示された。国連憲章のもとで、総会は、軍縮と軍備規制を方向づける諸原則にかんする諸決議をおこないうるし、またSSD・Iの『最終文書』は「計画」の採択の立派な前例である、との議論もおこなわれた。

以上の2点の課題について、作業部会はなんらの結論を導き出すことはできなかった。しかしながら、討議によって問題の所在が明確になったことはある程度、評価されてよいであろう。SSD・IIでは、もみにもんだCDの論議を受けて活発な工作が展開され、一般的に受け入れられる解決策が探求される、と観測されたが、実際はなんら論議されなかった。

### Ⅲ. CPD草案の内容構成

CDのアド・ホック作業部会はすでに述べたように、CPD草案のすべての章ごとにコンタクト・グループを設け、各グループのとりまとめた作業成果を逐次、採択していった。こうして作成されたのが文書CD/283である。4月19日付のこの文書は直ちに、国連に送付され、これが一般にSSD・IIで審議された文書であった、といわれている。しかしながら、そのたたき台となったのは4月26日付のCD/283である。記号を同じくする二つの文書の違いは、後者の表紙に「技術的理由で再発行された」と記されているように、保留を意味する〔〕印と（）印が正確に整備されたところにあり、また一つのパラグラフの文言が二つのパラグラフに分けられた箇所が2カ所あるところにある。国連文書(A/S-12/2)に再録されているのは4月26日付の「包括的軍縮計画に関するアド・ホック作業部会の報告書」(CD/283)である。

4月19日付のCD/283は、1982年4月21日の第173回目のCDの本会議で正式に採択された。この過程で、4月26日付のCD/283が作成されたものと思われる。

「序文ないしは前文」を欠くCPD草案は、英文で44ページからなり、全部で

187項目のうち、合意がえられた項目はわずかに33項目にすぎない。いゝかえれば、合意がえられなかった痕跡が計346カ所もあり、それは案文の併記という形をとり、あるいは〔 〕印（ブラケット）のついた文言の羅列という形をとっている。このことは、アド・ホック作業部会の詰めの甘さの反映であり、時間切れ、ということて了解しなければならないが、他面でヨーロッパにおける反核運動の盛り上がりなかで、SSD・Ⅱに約束の文書を提出しなければならないアド・ホック作業部会の精一杯の努力の所産である、といわなければならないだろう。

さて、CPD草案の構成をまず、示しておこう。

- I 序文または前文（後に作成される予定）。 II 目 標（1～3）
- III 原 則（1～48） IV 優先順位（1～3）
- V 諸措置と実施の諸段階

### 第1段階

#### 軍縮措置

- A. 核兵器<sup>※</sup>（1～8）
  - 1. 核実験禁止<sup>※※</sup>
  - 2. 核軍備競争の停止と核軍縮
  - 3. 戦略兵器の制限と削減
  - 4. 〔中距離核戦力〕
  - 5. 核兵器使用の回避と核戦争の防止
  - 6. 〔核不拡散〕〔『最終文書』第65項から71項までの規定にしたがい、核兵器の拡散を防止するための追加的措置〕
  - 7. 非核武装地帯の樹立
  - 8. 〔現在、核兵器が存在しない国家の領土における核兵器の不配備〕
- B. その他の大量破壊兵器（1～5）
- C. 通常兵器と兵力（1～7）
- D. 軍事支出（1～6および1～7）
- E. 関連措置（1～5）
- その他の措置（1～4）

1. 信頼醸成〔と安全保障〕措置
2. 国際緊張緩和を達成するための措置
3. 国際関係における武力行使の防止
4. 〔軍縮に向けての世界世論の動員〕〔軍縮の国際的な意識の促進〕

軍縮と開発※※※（１～２）

軍縮と国際的安全保障※※※（１～２）

## 中間段階

### 軍縮措置

A. 核兵器（１～５）

1. 核実験禁止※※
2. 核軍備競争の停止と核軍縮
3. 戦略兵器の制限と削減
4. 〔核不拡散〕〔『最終文書』第65項から71項までの規定にしたがい、核兵器の拡散を防止するための追加的措置〕
5. 非核武装地帯の樹立

B. その他の大量破壊兵器（１～３）

C. 通常兵器と兵力（１～３）

D. 軍事支出（１～５）

E. 関連措置（１～５）

その他の措置（１～３）

1. 信頼醸成〔と安全保障〕措置
2. 国際緊張緩和を達成するための措置
3. 〔軍縮に向けての世界世論の動員〕〔軍縮の国際的な意識の促進〕

軍縮と開発※※※（１～４）

軍縮と国際的安全保障※※※（１～２）

## 最終段階

### 軍縮措置

A. 核兵器（１）

核軍備競争の停止と核軍縮※※

B. その他の大量破壊兵器(1)

C. 通常兵器と兵力(1~2)

D. 軍事支出(1~2)

E. 関連措置(1)

その他の措置(1~2)

1. 信頼醸成〔と安全保障〕措置

2. 〔軍縮に向けての世界世論の動員〕〔軍縮の国際的な意識の促進〕

軍縮と開発\*\*\* (1)

軍縮と国際的安全保障\*\*\* (1)

VI 機構と手続き(1~15および検証にかんする規定など4点に計29)

—— 出所, CD/283 ——

以上のうち、( )印のなかの数字は項目の数を示している。\*印についていえば、「本章“核兵器”をいくつかの節に分けることについては、一部の代表団はその態度を保留した」との原注にしたがっている。\*\*印についていえば、「このテキストは、この段階への挿入に反対があったので、カッコに入れられている」との原注にしたがっている。〔〕印は題目自体に留保条件のついたことを意味している。\*\*\*印についていえば、これは原注で「暫定的である」と記されている。この意味は、軍縮と開発および軍縮と国際的安全保障について、国連はそれぞれ専門家に委託調査を依頼しており、その成果と勧告をまわって、明確な案文が作成される含みをのこしているところにある。ローマ数字とアルファベットは原文のまゝであるが、アンダーラインは便宜のために加えられた。なお、「核兵器」と「その他の措置」の2つの節にはパラグラフごとに名称が冠せられているので、それらを抜き出して掲示しておいた。

英文で44ページの、しかも保留を意味する〔〕印、それに文案の並記、加うるに後段の翻訳にみるように、核兵器保有国から厳しい保留が付けられた( )印の羅列の文章を紹介するのは小論に課せられた紙面の関係で無理である。論理の整合性のない、文脈に妥協のない文章を紹介するのは困難であるので、IPSHU 研究報告シリーズなどにゆだねることにしたい。

## Ⅳ. CPD 草案にみる「核軍縮」の取り上げ方

以下に、CPD草案の「核兵器」にかゝるパラグラフを抜き出して、参考に供することにするが、CPD草案の「目標」、「原則」、それに「優先順位」での骨子は、戦争、とくに核戦争の危険を回避すること。軍備競争、とくに核軍備競争を停止・逆転する措置の実施。それに恒久平和への道を拓くこと、などの観点から立論されているが、このいわば総論をいかに骨抜きにするかとの意図のもとに、「目標」や「原則」はひきつづき、「合意をみない」保留条件にみちている。ただし、「優先順位」のみは保留条件がついていない。全会一致の合意がえられたのである — 拙訳『第2回国連軍縮特別総会報告書』（広島大学総合科学部国際関係論教室、1983年1月）参照 —。このような次第であるので、われわれの関心のまとである「核兵器」もズタズタとなった。その様相を知るために、以下にこの部分の翻訳をおこなうことにした。

### 第1段階

#### 軍縮措置 A. 核兵器<sup>1)</sup>

##### (1. 核実験禁止

〔核実験禁止に関する公正で無差別的な条約の締結は、核兵器の質的改革や新しい型の核兵器の開発を終らせ、かつ核兵器の拡散を防止するという課題に重要な貢献をなすであろう。

(i) 軍縮（交渉）委員会は〔これ以上遅れることなく〕核実験禁止に関する条約についての多国間交渉に着手すべきである。このような条約は、すべての国家によるあらゆる環境における核〔兵器〕実験を恒久的に全面的かつ完全に中止させることを目的とすべきである。それは、普遍的な遵守を期待しうるはずである。この条約は、すべての当事国にとって満足のいく検証制度をふくむべきであり、各当事国が直接、または国連の機構を通じて、この検証過程に参加しうるようにすべきである。

(ii) 「核兵器実験を禁止する条約、および同条約の重要な一環であるところの平和的核爆発に関する付属議定書」について三国間交渉にたずさわってきた当事国は、〔たゞちにその交渉を再開しかつ深化し、〔そして交渉の進展にかんするすべての情報を軍縮（交渉）委員会に提出し、そうすることによって〕同条約に関する多国間交渉に貢献し援助すべきである〕。<sup>2)</sup>〕

(原注1) 本章「核兵器」をいくつかの節に分けることについては、一部の代表団はその態度を保留した。

(原注2) このテキストは、この段階への挿入に反対があったので、カッコに入れられている。 — なお、以下に、これと同様の原注が出てくるが、繁雑なのでそれには☆印

をもってこれに替る（訳者）。 —

## 2. 核軍備競争の停止と核軍縮

本計画の実施開始時における、核軍備競争のあらゆる面での中止〔にむけての相当な進展〕ならびに核軍縮の実現〔にむけての相当な進展〕は、全面完全軍縮の迅速な実現に多大な貢献をなすことになる。〔核軍縮の諸目標を実現するにあたって、すべての核兵器保有国、とくに最も重要な核軍備を保有する国家は、特別の責務を負っている。核兵器保有国やその他の当事国の現有戦力の相対的な質的量的重要性を考慮にいれ、核軍縮の過程は、すべての国家の安全が核軍備の漸次的により低い水準で保障されるような方法で実施されるべきであり、またこのことを確実にするための措置を必要とする。〕

〔核戦争の勃発を防止するための措置は、第1段階における緊急な優先事項であるとみなされつづけるべきである。〕

核兵器体系の質的改革や開発の停止、あらゆる種類の核兵器とその運搬手段の生産停止、および核兵器とその運搬手段の貯蔵の制限のための〔統合的な〕措置は、以下のものをふむべきである。

### (i) 核兵器体系の質的改革と開発の中止。

〔核兵器を削減する措置と並行して、またそれと適切に統合されたかたちで、〕核兵器体系〔および核兵器の運搬手段〕の〔質的改革、〕〔研究、開発、生産および実験、〕〔研究、開発、実験および質的改革〕の停止を実現するために、単一または複数の協定を包括的軍縮計画の第一段階の期間内に達成する諸交渉。

これらの交渉は以下のことを〔扱う〕〔禁止するための、単一または複数の協定を達成す〕べきである。

- (a) 〔多弾頭各個誘導再突入運搬装置の開発、生産、配備および貯蔵、ならびにその貯蔵分の完全な廃棄〕
  - (b) 一切の新型および新体系の核兵器の〔研究、〕開発、〔実験、〕ならびに〔取替を目的としたものもふくむ〕配備
  - (c) 〔対衛星攻撃体系の開発、実験および配備〕
  - (d) 〔弾道弾迎撃ミサイル体系の開発、実験および配備〕
  - (e) 〔中距離・準中距離ミサイルならびに戦術核兵器の開発、生産、配備および貯蔵〕
  - (f) 〔中心的な戦略的安定性を損う可能性をもつ対潜水艦戦争能力の開発、実験および配備〕
  - (g) 〔核中性子爆弾の開発、貯蔵、配備ならびに使用を禁止する協定の締結〕
- (ii) あらゆる種類の核兵器とその運搬手段の生産、および兵器用の核分裂性〔と核融合性〕物質の生産の中止

〔兵器用の核分裂性〔と核融合性〕物質の生産中止とならんで、あらゆる種類の核兵器とその運搬手段の生産を停止する〕〔協定にかんする〕交渉を〔すべての核兵器保有



国の参加をえて)開始すること。

[かかる協定の交渉は以下のように段階的に進めることができよう。][かかる交渉は以下のことを扱うことができよう。]

(a) [すべての核兵器保有国が相互に合意した期日に、自国の核兵器とその運搬手段の現有貯蔵、および[あらゆる]核兵器とその運搬手段の生産や兵器用核分裂[ならびに核融合]物質のための現存および計画中の施設を、国連事務総長に対して申告すること]

(b) 核兵器とその運搬手段の生産および兵器用核分裂[ならびに核融合]物質の生産を禁止する[協定][または複数の協定]を実施する基盤を築くため、一国の技術的手段および国際的措置の双方による、現地査察を含む検証措置について、交渉で実現されるべき[協定][または複数の協定]の一環として交渉を行うこと。

(c) [核分裂[および核融合]物質の兵器目的への転用を防止するため、あらゆる国における[すべての]核施設に、[国際原子力機関の指導のもとで][国際][完全燃料サイクル]安全基準を適用することを伴う、[核兵器の生産停止][核兵器を削減する措置]と並行した、[また、かかる措置と適切に統合されたかたちでの]兵器用核分裂物質の生産の全面完全停止を[究極的に]実現するための措置。かかる国際安全基準は[あらゆる国の民間核計画の第一歩として][普遍のかつ無差別的にあらゆる国に対して]適用されよう。)]

[ (a) 運搬手段や兵器開発用核分裂物質の製造の停止を含む、あらゆる種類の核兵器の製造の停止。

(b) あらゆる種類の核兵器の貯蔵の段階的削減。

(c) 核兵器の完全廃棄。

以上と並行して、諸国の安全の政治的および国際法上の保障を強化する措置がとられるべきである。]

[ (iii) 最も早期における核兵器とその運搬手段の究極的かつ完全な廃絶につながる、核兵器とその運搬手段の貯蔵の削減。

かかる措置は、適切な時期における、当事国の承認しうる十分な検証措置を伴った、すべての核兵器とその運搬手段の漸次的かつ均衡のとれた削減を含むことにならう。

(a) 出発点として、[最も重要な核軍備を保有する二カ国の間で][すでに開始された]中距離核戦力および戦略兵器削減過程に関する交渉の成功を、緊急かつ精力的に追求すること。

— [これら二国が所有する]戦略核兵器の大幅な削減と質的削減に合意することをめざした過程の継続。

— 戦略兵器管理の取り組みの枠内における、平等の原則にもとづいた、[これらの国の]中距離核戦力の制限と削減に関する交渉の追求。

(b) (ひとたび[これらの削減が一つの合意された段階に達したならば][二つの当事

国の核軍備の削減が、その他の核兵器保有国による、自国の核戦力の制限または削減の原則の受け容れを正当化するような次元に達したならば）核兵器とその運搬手段の貯蔵の漸次的かつ均衡のとれた削減に関する協定に合意すべく、すべての核兵器保有国の間で新たな交渉を開始すること。）<sup>☆</sup>]

### 3. 戦略兵器の制限と削減

〔ソ連邦と合衆国との間の〕戦略兵器のより一層の制限と削減〔に関する交渉〕〔の過程〕の継続。

〔(a) ソ連邦と合衆国による第二次戦略兵器制限交渉の合意の即時批准〕

(b) 〔新しい種類の戦略的攻撃兵器の近代化の制限を含む、戦略兵器のより一層の質的制限およびその数のより一層の制限と削減のための措置〕〔戦略兵器の大幅削減および質的制限の合意へと導く、ソ連邦と合衆国との間の戦略軍備の制限と削減〔に関する〕〔をめざす〕新たな交渉を、遅滞なく開始すること。〕〔これらの交渉はできる限り早期に、まず第一段階として、以下のことを達成すべき条約に結実すべきである。

— ソ連邦と合衆国の軍備の中の核弾頭と戦略的運搬手段の数を最低20%削減すること。

— 新しい種類の戦略軍備の開発、実験、配備の制限を含む戦略軍備の質的改良の包括的制限。〕〕

### 4. 〔中距離核戦力〕

〔安全保障を損なわないという原則にもとづいて、〔なかならず〕ヨーロッパ戦域に配備されている〔中距離および〕準中距離およびその他の核兵器運搬体系や弾頭の相当な削減を実現するための、ヨーロッパ安全保障協力会議の参加国の間で交渉が進められている協定の早期締結。〕

〔出発点として、すでに開始されている、中距離核戦力および戦略兵器削減に関する二国間交渉の成功を緊急かつ精力的に追求すること。

戦略軍備管理の取り組みの枠内において平等の原則にもとづいてこれらの国の中距離核戦力の制限と削減の交渉を進めること。〕

〔平等および平等な安全の原則にもとづいて、ヨーロッパ地域における準中距離核兵器の制限と削減のための協定を早期に締結すること。ヨーロッパにおけるかかる兵器を凍結する合意は、この方向に向けての第一歩となりうる。〕

### 5. 核兵器使用の回避と核戦争の防止

核軍縮に向けて精力的に交渉が進められるべきであるが、核軍縮の実現を待ちつつ、また核戦争が戦闘員、非戦闘員を問わず引き起こしうる壊滅的な結果を念頭において、核戦争の勃発を防ぎ、核兵器の使用を回避する措置を緊急に取り決めるべきである。その際、第一段階では〔交渉は以下のことを扱うべきである。〕〔以下の措置が遅滞なく講ぜられるべきである。〕

(a) 〔〔非核兵器保有国としてあり続けると約した〕非核兵器保有国に、条件・資格・

制限なしで、核兵器の使用または使用の脅威からの安全を保障するための、拘束力のある国際文書。〕〔非核兵器保有国に、核兵器の使用または使用の脅威からの安全を保障するための、効果的な国際的取り決め。〕〔非核兵器保有国の安全保障を強化するための協定の締結。そしてその第一歩として、核兵器を使用しない旨の誓約を、国連安全保障理事会の承認を得て、核兵器保有国が宣言すること。〕

(b) 〔核兵器保有国による、核兵器の先制使用は行わない旨の誓約。〕

(c) 〔核兵器の使用または使用の威嚇を禁止する国際協定。〕〔核兵器の使用の回避、核戦争の防止および関連の諸目的を確保するための措置を、可能な場合には国際的な合意によって、これらの目的を確保するためになされてきた各種の提案を念頭におき、『最終文書』第57項と第58項に沿って、講ずること。そしてそれによって、人類の生存がおよびやかされることのないよう保障すること。〕

(d) 紛争、とりわけ核兵器の〔無認可のまたは〕偶発的使用による核紛争の危険を減らすための、ホットラインの設置やその他の方法によって、とりわけ緊張の高まった地域や時期における各国政府間の意思疎通を改善する措置。これとの関連で、とりわけ事故、誤算、通信途絶による核戦争の勃発を防止するにあたっての、核兵器保有国および非核兵器保有国の各々の役割を明確にすべきである。〔奇襲攻撃の可能性を防止するための措置もまた講ぜられるべきである。〕

6. 〔核不拡散〕〔『最終文書』第65項から第71項までの規定に沿った、核兵器の拡散を防止するための追加的措置〕

核兵器保有国および非核兵器保有国は、軍備競争を停止させ、逆転させる努力の重要な一環として、普遍的かつ無差別的な基準にもとづいて、核兵器の拡散を防止する方法についての国際的な合意を形成するための新たな手段を、共同して講ずるべきである。核不拡散の目標は、一方においては、現存の5つの核兵器保有国以外に新たな核兵器保有国が登場するのを防止すること〔—（水平的拡散）—〕であり、他方においては、核兵器を漸次削減し究極的には完全に廃絶すること〔—（垂直拡散）—〕である。核不拡散に関する国際的な合意のなかには、エネルギーの供給を危うくさせたり、平和目的のための核エネルギーの開発を阻んだりすることなしに、核兵器の拡散を防止するための、各国の国内的レベルにおいて、および国際協定を通じて、効果的な措置が含まれるべきである。かかる措置には以下のものが含まれるべきである。〔(a) 前述の、核軍備競争の停止ならびに軍縮の実現のための措置。〕(b) 〔あらゆる国が、各々の優先順位、利益、必要に応じて、経済的・社会的開発のために核エネルギーの平和利用の計画を実施・展開する不可譲の権利を全面的に行使すること。〕〔核兵器不拡散条約をはじめとする、不拡散に関する既存の取り決めのすべての条項の普遍的な遵守と、その全面的な実施〕〔核兵器の拡散防止のための新たな措置の採択、およびこの目的に向けて、核エネルギーの平和利用における国際協力を発展させながら、核兵器不拡散条約への世界のすべての国の加盟を実現すること。〕(c) 〔開発途上国の特別な必要を考慮しつつ、

核技術の最新の成果、設備、核エネルギーの平和利用のための物質・資材などへのすべての国の妨げられることのないアクセスを確保すること。〕〔無差別的に国際原子力機関を通じて適用される、合意された適切な国際安全基準の全面的な実施と強化。〕(d)〔各国の燃料サイクル政策や核エネルギーの平和利用のための国際協力・協定・契約をおびやかすことなしに、核エネルギーの平和利用の分野における各国の選択や決定を尊重すること。〕(e)〔普遍的かつ無差別的基準で適用される、合意済みの検証措置。〕

## 7. 非核兵器地帯の設置

当該地域の諸国が自由意思で達成した協定または取り決めにもとづく非核兵器地帯の設置は、重要な軍縮措置であり、各地域の特性を考慮に入れつつ、究極的には全世界から核兵器をなくすことをめざして、奨励されるべきである。かかる地帯に加入する国は、同地帯設置をめぐる協定または取り決めのすべての目標、目的、原則を全面的に遵守することを約し、それによって自国が真に核兵器を持たないことを確認すべきである。核兵器保有国は、今後取り決められるべき様式を持った、とくに以下のような保証を行うよう求められている。(i) 非核兵器地帯の地位を厳格に尊重すること。(ii) 同地帯の国々に対して、核兵器の使用または使用の威嚇を行わないこと。

(a) 国連の第10回特別総会やOPANA Lの総会やその他の関係ある会合で表明された、ラテンアメリカにおける核兵器禁止条約(トラテロコ条約)の遵守に関する見解を考慮に入れつつ、すべての当事国による追加議定書Iの批准を含む、同条約の全面的適用の保証に関わるすべての措置を、当事国が採択すること。

(b) アフリカでは、アフリカ統一機構が同大陸の非核化を打ち出している。国連総会はその一連の決議のなかで、同大陸の非核化のためのアフリカのこの発議を支持してきた。そして第10回特別総会では全会一致で、この取り組みを失敗させないための適切で効果的な措置をとるよう、安保理事会に要請した。〔アフリカにおける核不拡散に対する、そして同大陸の平和と安全に対する脅威は、南アフリカの核保有能力に由来している。したがって、アフリカ非核化宣言の実施を助けるため、すべての国は以下のことを行うべきである。〕

(i) 南アフリカの核兵器保有能力に対する不断の監視。

(ii) アパルトヘイト政権による核兵器製造を助けることになる、核の分野における南アフリカとの一切の協力を行わないこと。〕

(c) 国連総会決議35/147に沿った中東における非核兵器地帯の設置は、国際の平和と安全を大きく強化することになる。同地域において、かかる地帯が設置されるまでは、同地域の諸国は相互的に、核兵器や核爆発装置を生産、入手またはその他いかなる手段によっても保有しないこと、および自国の領土における第三者による核兵器の配備を許さないことを厳粛に宣言し、各国の核に関わるすべての活動を国際原子力の安全基準のもとに置くことに同意すべきである。中東における非核兵器地帯の設置を促進するにあたって安保理事会が一つの役割を果たすことが考慮されるべきである。

(d) 南アジア地域のすべての国々は、各々自国を核兵器のない国にしておく決意を表明してきた。当該国はこの目標からの逸脱を招くおそれのあるいかなる行動もとるべきではない。この関連で、南アジアに非核兵器地帯を設置するという問題は、国連総会のいくつかの決議のなかで取り扱われている。国連総会は引き続きこの議題を検討中である。

(e) [ [非核兵器地帯に加わる意向を持つ国のイニシアティブによる] ヨーロッパ大陸のさまざまな部分における同地帯の設置。]

(f) [ [非核兵器地帯に加わる意向を持つ国のイニシアティブによる、] 世界の他の地域に同種の地帯を設置する努力は促進されるべきである。

(g) これらの地帯に真に核兵器がないことを保証し、核兵器保有国がかかる地帯を尊重することは、重要な軍縮措置を意味する。

#### 8. [ 現在、核兵器がない国の領土における核兵器の不配備

現在、核兵器がない国の領土における核兵器の不配備に関する条約の締結。核兵器保有国による、他国の領土への核兵器の配備に関連した新たな行動の放棄。]

### 中間段階

#### 軍縮措置 A. 核兵器

##### (1. 核実験禁止)☆

(この項は、第1段階の軍縮措置、核兵器の第1項と同一であるので、省略する — 訳者注)

##### 2. 核軍備競争の停止と核軍縮

(i)(a) ( [核兵器体系とその運搬手段の[質的改良][開発、生産、実験][研究、開発、実験、質的改良]の停止を実現するための一つまたは複数の協定を締結するための交渉を、必要ならば継続すること。[それを、核兵器削減のための措置と並行して、またこれと適切に統合して行うこと。][ならびに核兵器の完全廃棄へと導く、同兵器貯蔵の段階的削減の措置を講ずること。] ) )☆

(b) [核兵器と核兵器体系の質的改良と開発の完全かつ普遍的な停止を保証するために] 締結された一つまたは複数の協定の効果的な実施。

(ii)(a) ( [あらゆる種類の核兵器とその運搬手段の生産を停止させる措置。] )☆

(b) [核兵器とその運搬手段の生産の停止を実現するための協定、ならびに第一段階で示された過程に沿った、兵器用の核分裂[および核融合]物質の生産[を停止させる協定]に関する交渉の妥結。]

[核兵器とその運搬体系の生産および兵器用核分裂物質の生産を禁止する一つまたは複数の協定を実施する基盤を築くため、一国の技術的手段および国際的措置の双方による、現地査察を含む検証措置について、交渉で実現されるべき一つまたは複数の協定の一環として交渉を行うこと。]

(iii) 一つまたは複数の国際協定を通じた、核兵器とその運搬手段の貯蔵のいっそうの削減は、以下のものを含む。

(a) [ ソビエト社会主義共和国連邦と合衆国の戦略、戦術およびその他の核兵器とその運搬手段をさらに50%削減すること。]

(b) [ 他の ] 核兵器保有国の核兵器とその運搬手段の、合意による [ 比例的な ] 削減。

(c) [ 核兵器保有国によって削減または解体された核兵器の非核部品や組立品の廃棄、および余剰の兵器用物質の平和目的への転換。]

[ 中間段階の終わりの時点で、核兵器保有国は、自国に残されている核兵器を登録して番号を付し、かかる兵器用の残されている核分裂分質を登録する。]

(iii) 最も早い時期における核兵器の究極的かつ完全な廃絶へと導く、同兵器とその運搬手段の貯蔵の削減。

(a) (この項は、第一段階の2項、小項目(iii)の(b)と同文なので省略する—訳者注—)

(b) 特定の核兵器部品の、効果的かつ検証可能な廃棄]

(iv) 以下のことを定めた、全当事国が承認しうる十分な検証措置を含む国際的な[協定][または複数の協定]を中間段階の終わりまでに締結し、実施すること。

(a) 核兵器保有国のもに残されているすべての核兵器と運搬手段の廃絶。

(b) 核兵器生産のためのあらゆる施設の解体または平和利用への転換。

(c) 核兵器保有国またはその他のあらゆる国のもに残されているすべての核分裂[および核融合]物質の平和目的への転用)<sup>☆</sup>

### 3. 戦略兵器の制限と削減

[ ソ連邦と合衆国との間の ] 戦略兵器のいっそうの制限と削減 [ に関する交渉 ] [ の過程 ] の継続。

4. [ 核不拡散 ] [ 『最終文書』第65項から第71項までの規定に沿った、核兵器の拡散を防止するための追加的措置 ]

第一段階において核兵器保有国と非核兵器保有国が共同で形成した、核兵器の拡散を防止するための国際的な合意の普遍的適用。

[ 核兵器の拡散防止のための新たな措置の採択、およびこの目的に向けて、核エネルギーの平和利用における国際協力を発展させながら、核兵器不拡散条約への世界のすべての国の加盟を実現すること。]

[ 無差別的に国際原子力機関を通じて適用される、合意済みの適切な国際安全基準の全面実施と強化。]

### 5. 非核兵器地帯の設置

(i) すでに設置されている、および第一段階の間に設置される可能性のある非核兵器地帯をさらに強化する措置。

(ii) 新たな非核兵器地帯の創設。

## 最終段階

### 軍縮措置 A. 核兵器

(核軍備競争の停止と核軍縮)

以下のことを定めた、全当事国が承認しうる十分な検証措置を含む国際的な〔協定〕〔または複数の協定〕を最終段階の終わりまでに締結し、実施すること。

- (a) 核兵器保有国のもとに残されているすべての核兵器と運搬手段の廃絶。
- (b) 核兵器生産のためのあらゆる施設の解体または平和利用への転換。
- (c) 核兵器保有国またはその他のあらゆる国のもとに残されているすべての核分裂〔および核融合〕物質の平和目的への転用)☆

(訳者注) 以上の翻訳にあたり、『情報と運動』誌, No.5, 1982年8月6日号。を参照した。

## むすびによせて

ジュネーブのCDのアド・ホック作業部会が作成したCPD草案はすでにいわば反故同然となっている。なぜならば、SSD・IIの第1作業部会(議長はアルフォンソ・ガルシア・ロブレス大使 — メキシコ — )が作成したCPD草案にとって替わられているからである。いゝかえれば、CDのCPD草案はSSD・IIの審議のために送付され、これをもとに第1作業部会が新たにCPD草案を作成した。そして、CDは、1983年の通常総会までに、第1作業部会の作成したCPD草案を基礎に、改めて審議・検討・交渉を重ねて、CPD草案をまとめるよう、要請されたのである。

したがって、CPD草案の現況ということからすれば、この後者のテキストがCDに対して目下のところ意味をもっている。しかしながら、学習の順序としては最初のものから点検していく方が望ましいと理解されるので、小論ではCDのアド・ホック作業部会の作成したCPD草案をとりあげたのである。

さて、SSD・IIのCPD草案を紹介する余裕はないが、これは第1に、CDのCPD草案の柱に沿って構成されていること。第2に、それにもかゝらず、CDのCPD草案「措置と実施段階」が三段階を指定したのに対して、第1段階に留ったこと。第3にブラケットつきだが、「検証」が独立したこと。第4に「軍縮と開発」の箇所がCDのCPD草案に較べて、大巾に増加されていること。そ

して第5にCDで合意をみた「優先順位」がSSD・Ⅱではブラケットが加えられたこと。などが指摘される — 拙訳『第2回国連軍縮特別総会報告書』参照 —。

この第4の点に関連していえば、途上諸国の経済的落ち込みの反映であり、そのかぎりにおいて、先進諸国が一貫して主張してきた「軍縮は時々の国際情勢の進展をみて、おこなわれるべきである」という現実主義の立場を裏づけていることになる。他方で、開発、とくに国際開発の必要性は、途上諸国にとっては先進諸国というモデルがあるので、そして持続的な経済成長を前提とした『軍縮と開発<sup>1)</sup>』という国連研究の伝統<sup>2)</sup>があるので、途上諸国は思いつくものはなんでも、SSD・ⅡのCPD草案「軍縮と開発」に投げ入れたのであろう。もっとも、世界経済の鈍化に東西の先進諸国も苦しんでいることはこれを否定しえない。

「軍縮と開発」とは対照的に、CDの「核軍縮」はすでにみたように、その第1段階はともかく、中間段階でのイメージ作りがうまくいっていない。中間段階の「核軍縮」の主要な部分が第1段階での文言の繰り返しになっていることが、それを裏づけてはいないだろうか。第2次大戦後、曲りなりにも核兵器が実戦に投入されなかったこともイメージの貧困の要因であろうが、なによりも、軍縮の一般理論ないしは核軍縮の政治哲学が研究・開発されて来なかったことの反映であろう。1980年の世界は、科学技術の開発研究として約1,500億ドルを投入し、しかも、このうち軍事研究開発のために約350億ドルを費やしたが、軍縮研究のためには、ストックホルム国際平和研究所などの例外はあるものの、各国はほとんど政府予算を計上してこなかった。そうしたことの所産として、「核軍縮」の最終段階を想定すること自体、きわめて困難にしているのではなかろうか。軍事研究開発の実状がごく一部の政府首脳にしか知られていないことも、イメージの貧困をきたしているものと思われる。

いづれにしても、米ソ両核超大国が軍縮、とくに核軍縮への政治的意思を堅持していない事実が核軍縮の障壁となっていることはこれを否定しえない<sup>3)</sup>。いやがる両国に対して、いかにしてイエスおよびダーといわせるか、そういう状況が強まってきていることもまた確かである。

総論賛成、各論反対ということで、SSD・ⅡのCPD草案は、合意をみないまゝ、CDに「差し戻された」が、途上諸国も先進諸国もその試行錯誤の作成過



程でみせた理想論を振りまわさずに、当面のC P D草案を作成し、かつこれに合意をみるのが肝要である、と考えられる。その試行錯誤の過程でそれぞれの主張の論拠を確か合うであろうC Dが1983年の通常総会までに新しいC P D草案を作成することを期待し、同時に、国連が軍縮交渉機関に対して、再び積極的に注文を出すようになったいわば「世替り」を見守っていきたい。

(注1) Review of the Implementation of the Recommendations and Decisions adopted by the General Assembly at its tenth special Session, Development and International Economic Cooperation, *Study on the relationship between disarmament and development*, Report of the Secretary - General (1981. 10. 5) なおこの文献

は『世界週報』(1982年新年特大号および同1月12日号)に全文が翻訳されている。

(注2) さしあたり拙稿「国連の「軍縮と開発」研究」(『国際問題』No.238, 1982年4月号)参照

(注3) 1982年4月27日付のC D/ 285によれば、「核兵器の使用もしくは使用の威嚇に対する非核兵器保有国の安全を確保する効果的な国際的取り決め」をめぐって、掘り下げた論議が展開された。そこでは非核兵器保有国の定義をめぐって論議が闘わされる一方、他方でグループ21が最も強硬な主張を展開した。すなわち核兵器保有国が従来の軍備管理思想を改めるのでなければ、核軍縮は一步も前進しないとの線をくずさなかった。このような核兵器保有国と非核兵器保有国との対立の新しい局面については稿を新たに展開する予定である。